



2022年5月13日

各 位

会社名 大成建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 相川善郎
コード番号 1801
上場取引所 東証プライム・名証プレミア
問合せ先 総務部株式室長 海野裕
電話番号 03-3348-1111 (大代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の第162回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

①2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行されたことに伴い、株主の皆様の利益の確保への配慮等を踏まえて経済産業省令及び法務省令において定められた一定の要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けたことを条件として、定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められます。

当社といたしましては、インターネット等を用いる場所の定めのない株主総会の開催により、遠隔地の株主様を含む多くの株主様がより出席しやすくなることで、株主様との対話を含む株主総会の活性化・円滑化を促進することが期待できるものと考えております。

さらに、感染症や自然災害を含む大規模災害等の発生が頻発している昨今の状況に鑑み、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することは、株主の皆様利益と当社の事業継続体制の強化に繋がると考えておりますので、今後の株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とするため、定款第13条第2項を追加するものです。

なお、当社は、本議案について、上記経済産業省令及び法務省令で定める要件の該当性について、経済産業大臣及び法務大臣による確認を受けております。

また、本議案が承認可決された場合においても、株主総会の開催方法の決定にあたっては、開催の都度、株主様の権利を最優先に考え、また社会的な要請を踏まえた上で、当社取締役会の決議により慎重に決定いたします。

②「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月28日
定款変更の効力発生日	2022年6月28日

以 上

【別紙】

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 ＜新設＞</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>＜新設＞</p> <p>＜新設＞</p>	<p>(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 <u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>＜削除＞</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u> 1. <u>現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案 第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>